

松戸市放課後児童クラブについて

—松戸市における「補助制度」から「委託化」へ—



NPO法人MASC 顧問（松戸市議会議員） **二階堂 剛**

■運営委員会方式による 自主運営で始まる

平成元年から、我が家の子ども二人が利用した学童保育所は、子どもの通う小学校近くの民有地に昔の建設現場にあるプレハブ小屋が学童保育所でした。学童保育所は、地域の保護者が自主運営で昭和52年頃から行われていました。運営は、保護者代表の会長、副会長、会計、役員数名、地域の町会役員、民生委員、小学校区の学校関係者などが参加する運営委員会方式で行われていました。

施設は、運営委員会が地主さんから土地を借りて、プレハブは市が設置します。子どもたちを保育してくれる指導員（現在の支援員）の人件費は、保護者が支払う一人当たり保育料1万3～6千円と学童保育所で秋ごろに行う学童まつり（バザー）の収益金からでした。松戸市からの補助としては、指導員に対する人件費補助はあまり無く、土地代の半額補助とプレハブ設置費、光熱費補助がありました。運営委員会方式とよばれた自主運営であることから、保育内容、学童保育所の保育料や指導員配置、保育時間にばらつきがありました。

図表1 松戸市放課後児童クラブ施設
（上：プレハブ型、下：学校施設利用型）



■保護者が運営主体の学童保育所で 親も成長する

学童保育所の運営は、保護者の協力がなければ大変でした。休日を利用した遠足や夏休みのキャンプ、ドッジボール大会、学童まつり、環境整備などは、行事の企画から引率など保護者が協力しなければ指導員2～3名では行うことはできませんでした。夏休みの泊りがけのキャンプは、多くが保護者同伴でなければ事故があったらと不安の声がありますが、保護者が仕事で参加できないときは班単位の保護者が面倒を見たりして助け合っていました。

また、長期休みの夏休みは、朝から夕方までを指導員だけでは困難なことからアルバイト募集や保護者が交代で応援に入るなど大変でした。しかし、保護者同士の交流が様々な行事の中で深まり現在もNPO法人の役員を担ったりしています。

私が運営委員長時代の小学校区学童保育所が、地主さんの都合で立ち退くことになりました。周辺は宅地化が進み空き地も無く、小学校内への移転ができないかと担当課と協議を繰り返し、校庭隅の空き地が借りられました。新しい施設は定員60名（当時の施設定員40名・60名）定員と定められ、プレハブも断熱材が入った施設となり、エアコンが設置されました。その後、子どもの人数が定員数60名を超えて70～80名となり、3度目の

施設は学区小学校余裕教室2教室分を改修して校舎内に移転して、現在は人数が増えたので余裕教室も借りています（図表2）。

■平成9年6月 児童福祉法に明文化される

児童福祉法では、「少子化対策、夫婦の共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等による保育需要の多様化に対応する」こととしています。平成9年の児童福祉法の改正で、児童家庭福祉制度改革の一環として、放課後児童健全育成事業に関して、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と明記しました。そして、「地域の実情に応じた同事業の実施、同事業を行う者との連携等により、対象となる児童の同事業の利用の促進に努めるものとする」こととなり、国から市町村に「運営費と整備費」の一部が補助されることになりました。

■平成14年10月「松戸市学童保育基盤 整備検討委員会」が設置される

私は、松戸市議会において増加する児童数に応じた学童保育所の施設整備、指導員の処遇改善、障がい児童の受け入れと指導員増員、保育料値下げなどについて議会質問を行ってきました。運営委員会方式は、子どもの数によって保育料収入が増減し、指導員の人件費に影響を及ぼします。ひとり親家庭の保育料減免は、運営委員会で決定しても松戸市からの全額補助はありません。準要保護児童が多くなると保育料収入が減少するため、その補助や障がい児の受け入れ指導員の増員を求めました。

「基盤整備検討委員会」は、経営安定化のため

図表2 松戸市放課後児童クラブ利用児童数等
(平成30年9月)

定員	2,360人
利用児童数	2,720人
障害児数	24人
未認定障害児数	77人
準要保護児童数	390人
小学校児童数	23,051人

に運営委員会方式から「法人化」「保育料の均一化」「開設時間の均一化」を市長に答申し、運営費の一部補助が行われました。

そこで、私たちの運営委員会は「法人化」をめざして取り組んで行くことを確認して「NPO法人」を設立しました。名称も「放課後児童クラブ」に統一され、平成17年4月に「法人化」への移行が完了しました。平成20年4月に保育料は完全均一化され、1万5千円になりました。

■平成27年4月から 国は放課後児童クラブの制度の改善

平成22年度から「子育てしやすい松戸市」という公約を掲げる松戸市長は、保育料1万5千円を1万2千円に減額にしました。そして、法人に対する松戸市の放課後児童クラブの運営費の補助額を増額しました。

しかし、放課後児童クラブ保育料を1万2千円に引き下げたにも関わらず、近隣市の1万円より高いという状況でした。「子育て世帯を松戸市に呼び込む、人口増を図る」とする施策をにかけている松戸市として、保育料1万2千円から更に引き下げよう、市議会で再三質問を行いました。平成29年12月市議会は、子ども部長より「子育て世帯を他市からの転入を促す取り組みとして保育料9千円の値下げを検討したい」と答弁し、翌年4月より9千円に引き下げられました。

国は、平成24年8月に制定した「子ども・子育て支援法」と児童福祉法の改正を行い、平成27年度から放課後児童クラブの制度が改善されました。これに基づき、①市町村が放課後児童クラブの実施主体になる、②国省令基準に従い条例を定め最低基準をまもる、③国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」に基づく運営を行う、④指導員は、支援員として専門職（有資格化）と位置づけられ、児童数40名につき2人配置とする、を柱と

する「松戸市放課後児童クラブ運営ガイドライン」が定められました。

■平成31年度より 「委託化」に移行する

松戸市は、国の制度改正により平成29年度から松戸市が運営主体となる「委託化」による検討を開始しました。45施設の小学校区保護者を対象に、放課後児童クラブに対するアンケート調査を行い、保護者、学校関係者、市担当による「放課後児童クラブ運営事業者選考委員会」を設置しました。民間企業も参入させたプロポーザル方式による委託事業者の選定を行い、その結果、平成31年4月から社会福祉法人が6から5法人へ減、NPO法人が5から6法人へ増、株式会社が新たに3法人となりました。

図表3 松戸市放課後児童クラブ運営法人別の法人・施設数（平成30年9月）

運営形態	法人数	施設数
社会福祉法人	6	14
NPO法人	5	25
株式会社	3	6

保護者の自主運営に始まった松戸市の放課後児童クラブは、国基準によって制度化されましたが、支援員労働環境、障がい児童受け入れ、子どもの放課後の生活の場としての施設整備など多くの課題が残されています。

二階堂 剛 プロフィール

NPO法人MASC（マスク）顧問
松戸市議会議員
社会福祉法人八柱福祉会評議員
社会福祉法人和泉福祉会監査
労働組合なのはなユニオン元役員